

## 教育・保育施設等における事故防止のためのガイドライン（地方自治体向け）について

平成28年3月31日に、内閣府・文部科学省・厚生労働省通知により、地方自治体に向けて示された教育・保育施設等における事故防止のためのガイドライン（技術的助言）の内容については以下の通り。

## ○事故防止のためのガイドライン（地方自治体向け）の内容

- ※1 点線内がガイドラインでの具体的な記載内容，項目の数字「1」は本市で実施しているもの，「①」は検討中のもの。
- ※2 検討中のものについては，市としての対応を検討し，次回の子ども・子育て会議において，方向性等について報告を行う。

## I 事故の発生防止（予防）のための取組み

(1) 地方自治体と施設・事業者との連携及び事故発生時の対応のための体制整備

1 地方自治体と施設・事業者との連絡体制を整備する。

⇒本市の実施状況：

各施設・事業者で危機管理マニュアルや緊急連絡先一覧を作成しており，また，事故報告のあり方について，各施設・事業者宛て周知している。

② ビデオ等の記録機器の活用（睡眠中，水遊び，食事中等）について検討するよう周知する。

ガイドラインの記載内容：

活動中の危険の有無の確認や，万が一事故が発生した場合の検証ができるよう，必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討するよう施設・事業者へ周知する。

3 保護者が活用できる医療面や法律面での対応についての相談先を周知する。

⇒本市の実施状況：

必要に応じて，保健所の健康相談窓口や無料法律相談などを紹介している。また，所管課から相談窓口についての周知も行っている。

(2) 職員の資質向上

1 事故防止のためのガイドライン（施設・事業者向け）等について，地方自治体における実情を踏まえた研修等の実施により周知する。

⇒本市の実施状況：

施設・事業者に対し，保育事故予防やリスクマネジメントに関する研修等を行い，危機意識の向上を図っている。

2 施設・事業者が自ら実施する研修を始めとした事故防止に関する取組みを支援するとともに、施設・事業者を対象とした研修の機会の確保に努める。

⇒本市の実施状況：

本市が主催する研修について、施設・事業者に対して周知し、参加の呼びかけを行っている。

### (3) 指導監査等の実施

#### ① 事故の発生・再発防止に資する指導監査等の実施方法

ガイドラインの記載内容：

児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合に行う指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断する。

### (4) 施設・事業者への周知と取組みの推進

#### 1 各施設・事業者の事故発生防止の取組みの推進

⇒本市の実施状況：

国の事故防止に係る通知については、適宜、施設・事業者に送付し、周知を行っている。

#### ② 日常的な事故発生防止の取組みについて

ガイドラインの記載内容：

施設・事業者への日常的な助言・指導が効果的な事故防止につながると考えられるため、児童対応や保育環境等について巡回指導等を行うことが望ましい。

## II 事故の再発防止のための取組み

#### ① 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知

ガイドラインの記載内容：

重大事故発生時には、外部の委員で構成する検証委員会による検証を行い、検証結果と再発防止策について必要な情報を施設・事業者に周知する。

#### ② 検証結果等を踏まえた指導監査等

ガイドラインの記載内容：

重大事故が発生した施設・事業者に対して定期的な指導監査等を実施する際に、事故の再発防止策がとられているか等を確認する。